基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年十二月八日頃開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十一月十二日

東京都江東区新砂三丁目一一番二号

東京湾土地株式会社

代表取締役　濵口　哲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西園寺知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十二日

東京都目黒区祐天寺二丁目八番二号

IAMHAWAII．COM，LLC

日本における代表者　西園寺知子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤俊三が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十二日

東京都港区赤坂七丁目四番二五号

ニューケイ・エス・エー・アイ・インコーポレイテッド

日本における代表者　加藤　俊三

任意清算公告

当社は、平成二十一年十月三十日付けで解散し、総社員の同意をもって定めた財産の処分方法に従って清算することといたしましたので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十二日

東京都目黒区三田二丁目一〇番六〇―四〇三号

テクノソフィア合名会社

代表社員　西永　隆子

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、フィリップファイナンシャルス株式会社（住所　東京都千代田区永田町二丁目四番二号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年十二月十三日です。

平成二十一年十一月十二日

名古屋市中区栄三丁目七番二九号

岡地株式会社

代表取締役　岡地　和道

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十二月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月十二日

東京都港区北青山三丁目九番八号

株式会社東京プロパティマネジメント

代表取締役　櫻井　功

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十一年十二月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十一月十二日

名古屋市中区栄三丁目七番二九号

岡地株式会社

代表取締役　岡地　和道

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十九億四千九百八十五万円（但し、第一号優先出資については金十八億千六百五十万円、第二号優先出資については金一億三千三百三十五万円）減少して金三十二億千九百六十万円とし、発行済優先出資総口数十万三千三百八十九口のうち、三万八千九百九十七口（但し、第一号優先出資については三万六千三百三十口、第二号優先出資については二千六百六十七口）を一口に対して五万円をもって有償消却して、六万四千三百九十二口とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十二月十四日であり、社員総会の決議は、平成二十一年十一月十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年九月二十九日付官報の号外第二百七号百十五頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十二日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

竹橋ホールディング特定目的会社

取締役　山田　智明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額十二億六千百万円を十二億一千百万円に減少して発行済優先出資総口数二万五千二百二十口を一口に対して五万円をもって二万四千二百二十口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本の額は五千万円であり、優先出資の消却に要する金額は五千万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号八十八頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十二日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

近畿プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十一年十月二十二日掲載の横浜家庭裁判所に係る平成二十一年（家）第一四五八号失踪に関する届出の催告中「最後の住所本籍に同じ」とあるは「最後の住所申立人の住所に同じ」の誤りにつき訂正します。

正　誤

平成二十一年八月二十八日（号外第百八十五号）公布条約第八号（経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定）

（印刷誤り）

八〇ページ下段終りから一行目の「　A　」は「　A　」の誤り。

一三〇ページ下段表中

「六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わない。）	六三〇八・〇〇」は「六三・〇八	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わない。）	六三〇八・〇〇」
「六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わない。）	六三〇八・〇〇」は「六三・〇八	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わない。）	六三〇八・〇〇」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十二日付第二四〇号

九六ページ●同日付政府調達第二〇八号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）